

和歌山県屋外広告物の手引き

GUIDE OF SIGNS IN WAKAYAMA

平成 30 年 9 月改定

和歌山県

目 次

第1章 はじめに	4
1. 屋外広告物条例の目的.....	4
2. 屋外広告物とは	4
3. 屋外広告物の設置手順.....	5
4. 許可申請の手続き	6
第2章 屋外広告物の規制の概要	8
1. 禁止広告物	8
2. 禁止物件等	8
3. 地域指定による規制	9
4. 適用除外広告物	12
5. 広告物設置者の義務	15
6. 違反広告物に対する措置	15
7. 屋外広告業の登録.....	15
8. 広告物の許可申請手数料について	15
第3章 地域分類別の許可基準.....	18
1. 禁止地域.....	18
2. 第1種地域	19
3. 第2種地域	20
4. 第3種地域	21
第4章 屋外広告物の種類別許可基準	24
1. 共通基準.....	24
2. 建築物利用広告	25
3. 独立広告物	30
4. 工作物を利用する広告物	32
5. その他の広告物	35
6. 案内広告物	37
7. その他	39
第5章 お問い合わせ先一覧.....	44

第1章 はじめに

第1章 はじめに

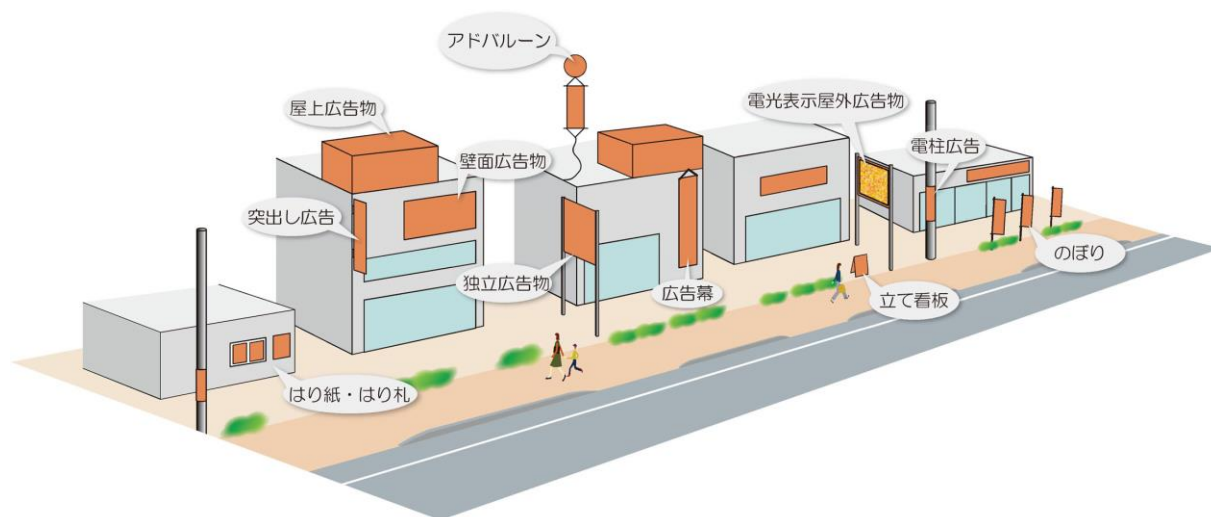
1. 屋外広告物条例の目的

和歌山の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物の規制を行っています。

2. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、以下の4つの要件を全て満たしているものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された物並びにこれらに類するもの



●屋外広告物とは・・・

・「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される」広告物です。

※文字や商標だけでなく、絵、写真などの商品やサービス等をイメージさせるものも広告物となります。

また、商業広告でなく営利目的としない広告物であっても対象となります。

■屋外広告物の分類

自家用広告物	・ 自己の名称、店名、営業の内容を表示するために、自己の住所又は営業所に表示する広告物。
一般広告物	・ 自家用広告物以外の広告物。

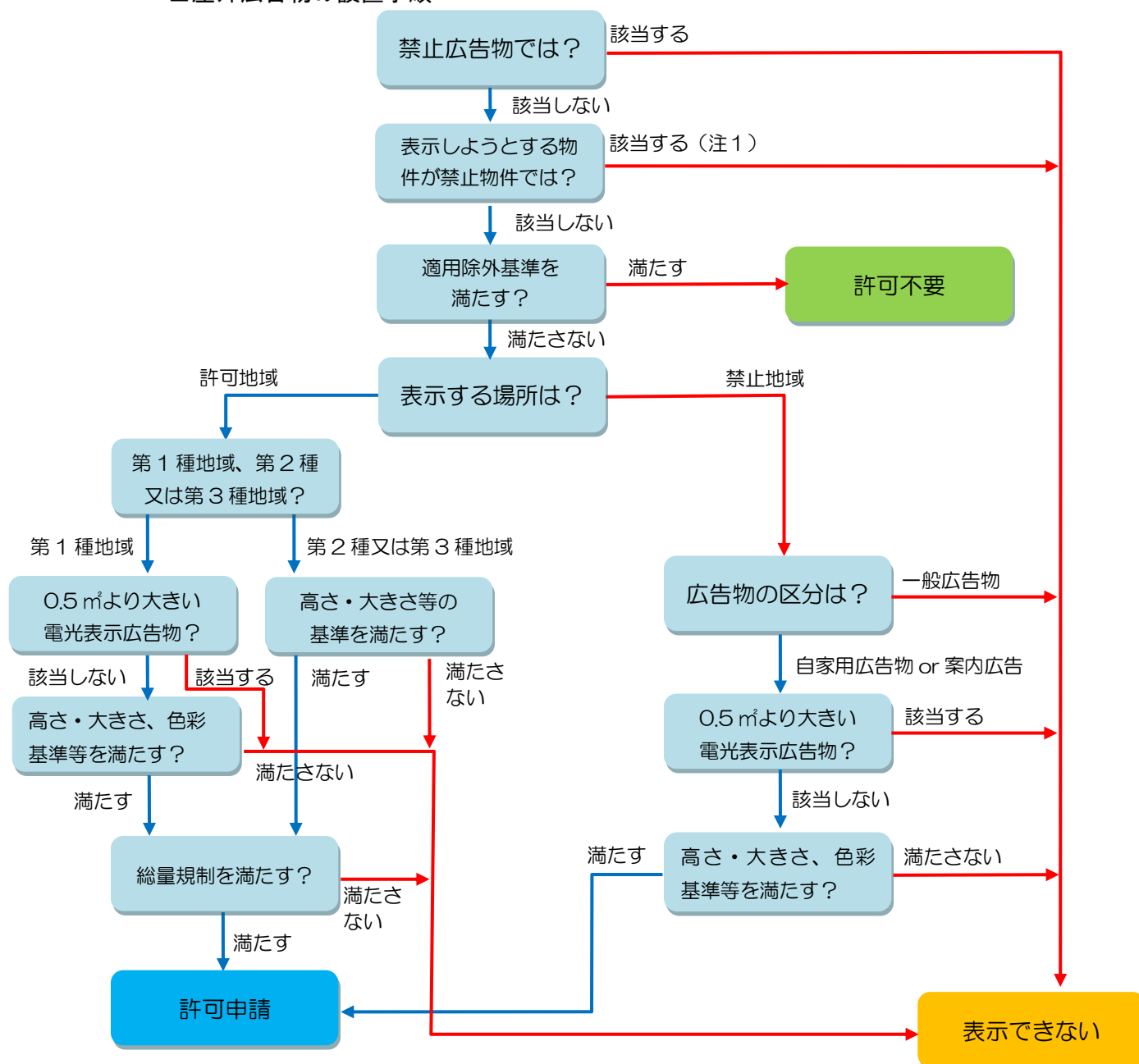
3. 屋外広告物の設置手順

屋外広告物を設置する前に、広告物の設置が可能な地域であるか、また、設置可能な種類の広告物かどうかなど以下のフロー図に沿って確認してください。

■屋外広告物の設置の前に・・・

- ①表示しようとする広告物が**禁止広告物**に該当するようなものでないか、広告物を表示しようとする物件が**禁止物件**でないか確認しましょう。
- ②適用除外の基準を満たすか確認しましょう。
- ③次に広告物を表示しようとする地域が、**禁止地域**でないかどうかを確認しましょう。
- ④広告物を表示しようとする地域が**許可地域**(第1種、第2種、第3種)である場合、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。

■屋外広告物の設置手順



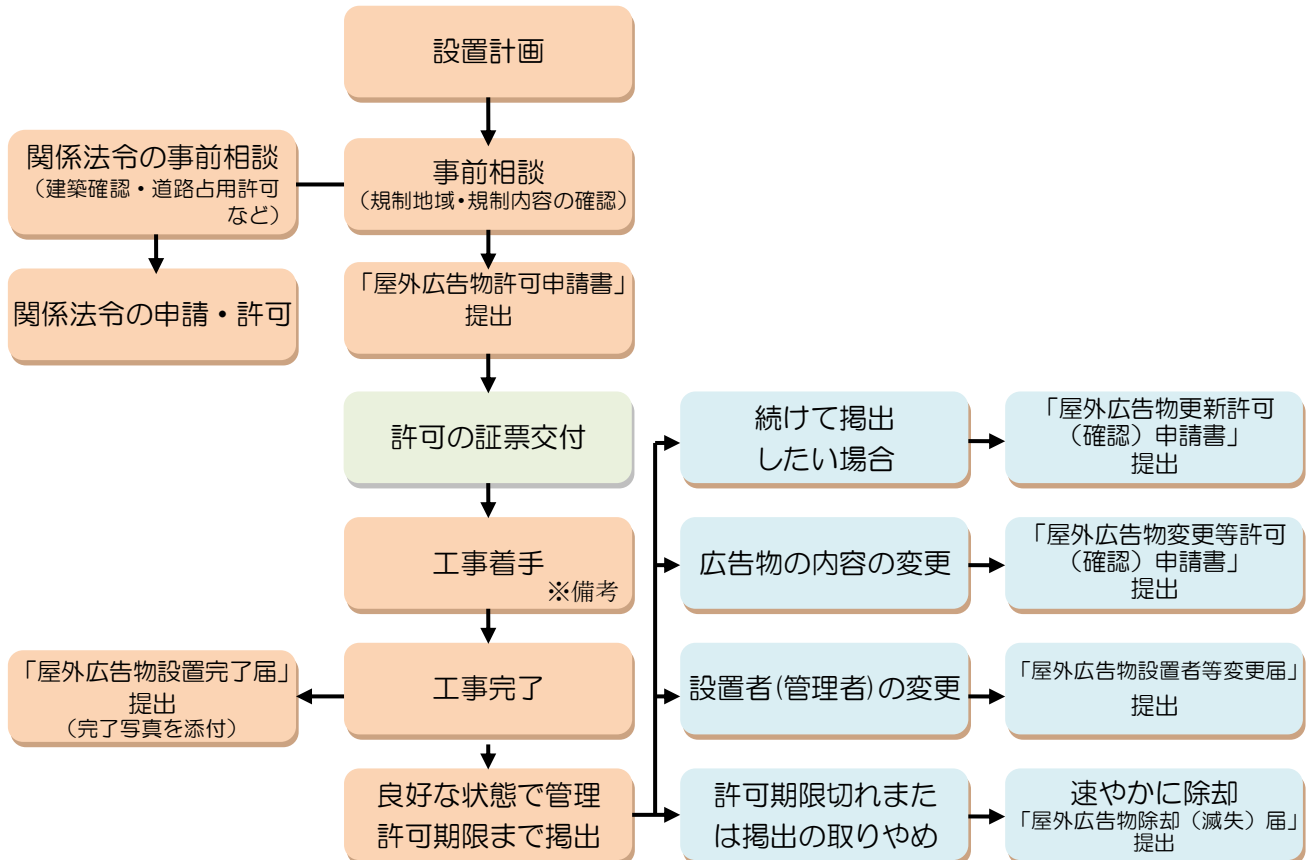
(注1) 特定の広告物によっては、表示出来る場合もあります。(P14 参照)

4. 許可申請の手続き

屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければなりません。

許可申請の手続きの流れは下記の通りです。

■許可申請の手続きフロー



※備考

設置を依頼する場合は、和歌山県屋外広告業登録している業者に依頼して下さい。

■許可期間

広告物の種類	許可の期間
壁面広告、突出広告、屋上広告、独立広告、案内広告	3年以内
電柱広告、消火栓標識柱添加広告、街灯柱添加広告、照明付バス停留所標識添加広告、アーケード添加広告、アーチ添加広告、立て看板、のぼりの類（紙貼り、布貼り以外）	1年以内
貼り紙、貼り札、立て看板、のぼりの類（紙貼り、布貼り）、広告幕、気球広告	1ヶ月以内

第2章 屋外広告物規制の概要

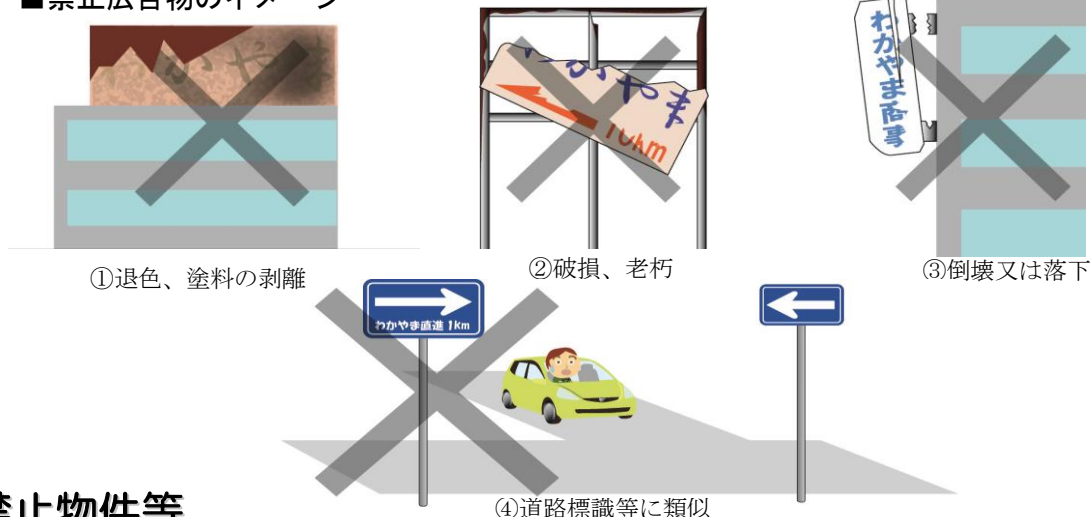
第2章 屋外広告物の規制の概要

1. 禁止広告物

以下の広告物及び掲出物件は、表示又は設置することはできません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

■禁止広告物のイメージ

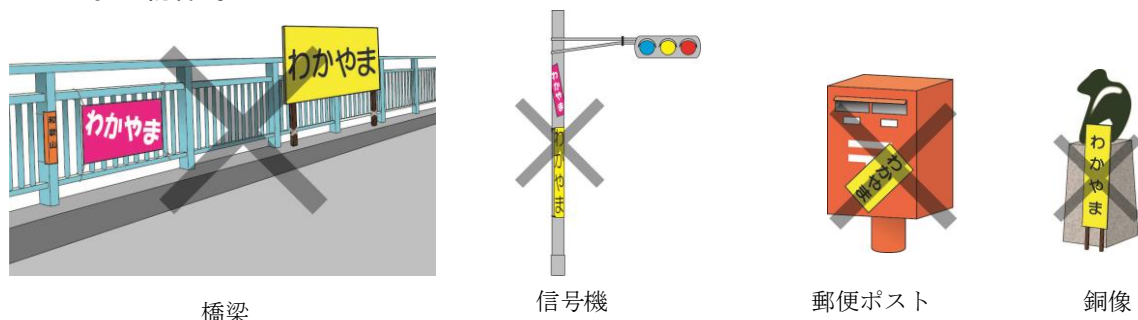


2. 禁止物件等

原則として以下のものには広告物の表示及び掲出物件の設置はできません。また、電柱や街灯柱には貼り紙、貼り札、立て看板等を表示できません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- ② 石垣及び擁壁の類
- ③ 街路樹、路傍樹及び保存樹
- ④ 信号機、道路標識、ロードミラー、歩道柵、ガードレール、駒止めの類及び里程標の類
- ⑤ 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
- ⑥ 消火栓及び火災報知機
- ⑦ 郵便ポスト、街頭公衆電話ボックス及び路上変電塔
- ⑧ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ⑩ 銅像、神仏像及び記念碑の類
- ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑫ 知事が特に必要があると認めて指定する物件
- ⑬ 道路の路面

■禁止物件等のイメージ



3. 地域指定による規制

1) 禁止地域

快適な生活環境を保持する又は美観風致の維持を推進するために、下記の地域で原則として広告物を表示し、又は掲出物件の設置を禁止しています。

ただし、最低限必要な自家用広告物及び案内広告物等の設置は認められます。

- ①都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。
- ②景観法に基づく準景観地区、地区計画等形態意匠条例の制限を受ける地域であって知事が指定する区域
- ③市民農園整備促進法に基づく市民農園の区域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- ④文化財保護法に基づいて指定された建造物、その周囲で知事が指定する区域、史跡名勝天然記念物
- ⑤和歌山県文化財保護条例に基づいて指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域
- ⑥森林法に基づいて指定された保安林のある地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- ⑦自然環境保全法に基づいて指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ⑧和歌山県自然環境保全条例に基づいて指定された和歌山県自然環境保全地域
- ⑨都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づいて指定された保存樹又は保存樹林及びこれらのある地域で知事が指定する区域
- ⑩高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)の知事が指定する区間
- ⑪道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- ⑫都市公園法に基づく都市公園の区域
- ⑬河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳の付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑭港湾、空港、駅前広場の付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑮官公署及び国又は地方公共団体が設置又は管理する学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院等の建造物並びにこれらの敷地
- ⑯古墳又は墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- ⑰社寺、教会又は火葬場の建造物及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- ⑱前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

■禁止地域のイメージ



高速道路



文化財保護法の規定により指定された建築物及びその周辺



第1種低層住居専用地域

2) 許可地域

禁止地域を除いた和歌山県全域（和歌山市を除く）で、屋外広告物を表示又は掲出物件を設置する場合は許可が必要です。ただし、自家用広告物等で表示面積が小さい広告物については、適用除外される場合があります。

また、地域の特性に応じて許可地域を下記のとおり 3 つの地域に区分しています。

区 分	地域
第 1 種地域	①和歌山県景観条例の規定による特定景観形成地域。ただし、知事が指定する地域を除く。 ②道路及び鉄道等で知事が指定する区間 ③道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域 ④知事が特に必要があると認めて指定する区域
第 2 種地域	①第 1 種地域及び第 3 種地域以外の地域
第 3 種地域	①都市計画法の規定による準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。ただし、知事が指定する区域を除く。 ②道路及び鉄道等で知事が指定する区間 ③道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域 ④知事が特に必要があると認めて指定する区域

【区域の考え方】

第 1 種地域	良好な自然景観やまちなみ景観との調和を図る地域であり、 <u>景観への配慮が特に必要であるため</u> 、広告物の表示を極力抑えます。
第 2 種地域	農地、山林、集落周辺、郊外部など周辺環境との調和を図る地域であり、 <u>景観への配慮が一定程度必要であるため</u> 、広告物の表示をある程度抑えます。
第 3 種地域	まちなぎわいが見られる都市部で、広告物の需要が高い地域であり、 <u>周辺景観への配慮が最低限必要であるが</u> 、広告物の表示をある程度許容します。

3) 和歌山県屋外広告物規制概要図



※中核市である和歌山市は、市独自に定めた「和歌山市屋外広告物条例」を適用しています。

4. 適用除外広告物

1) 許可不要で表示できる広告物

(1) 自家用広告物

自家用広告物で、下記で定める基準に適合するもの

種類	基準	
	個別基準	総量基準
壁面広告	1.表示面積の合計は、1 壁面につき、10 m ² 以下であること。 2.壁面の上端及び両側端から突き出ないこと。 3.窓その他の開口部を覆わないこと。	一の敷地における表示面積の合計が 10 m ² 以下
突出し広告	1.表示面積は、1 面につき、3 m ² 以下であること。 2.表示面は、2 面であること。 3.1 壁面につき、原則として 1 列であること。 4.広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 5.壁面からの突出し幅は、1.2m 以下であること。 6.地面から広告物下端までの高さは、2.5m 以上。 7.道路上に突き出ないものであること。 注)	
独立広告物	1.表示面積は、1 面につき 10 m ² 以下であること。 2.高さは、4m 以下であること。 3.個数は、1 個であること。 4.原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置すること 5.道路上に突き出ないものであること。	
立て看板、のぼり その他これらに類するもの	1.表示面積は、1 面につき 2 m ² 以下であること。 2 個数は、原則として 1 個であること。	

(備考) 別途共通基準あり

注) ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は 1.0m 以下とし、路面から広告物下端までの高さは歩道上にあっては 2.5m 以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては 4.5m 以上であること。

※ 電光表示広告物（発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することが出来る広告物）は、上記に記載する面積以下であっても許可対象の広告物となります。

(2) 管理用広告物

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物で、下記に定める基準に適合するもの

基準
1.表示面は、一の土地又は物件につき、1 m ² 以下であること。 2.表示内容は、所有又は管理するうえで必要なものであること。 3.個数は、一の土地又は物件につき、原則として 1 個であること。

(備考) 別途共通基準あり

■管理用広告物のイメージ



(3) 自治会及び PTA が表示する広告物

自治会及び PTA が、公共的目的をもって表示する広告物で、下記に定める基準に適合するもの

種類	基準
壁面広告	1. 表示面積の合計は、1 壁面につき、5 m ² 以下であること。 2. 壁面の上端及び両側端から突き出ないこと。 3. 窓その他の開口部を覆わないこと。
独立して設置される広告物	1.表示面積は、1 面につき、5 m ² 以下であること。 2.高さは、4m 以下であること。 3.原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置すること。 4.道路上に突き出ないこと
立て看板、のぼりその他これらに類するもの	表示面積は、1 面につき、2 m ² 以下であること。

(備考) 別途共通基準あり

■自治会及び PTA が表示する広告物のイメージ



(4) その他

- ①冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
- ②講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件
- ③人、動物、車両又は船舶等に表示される広告物
- ④建設工事について表示される広告物で、下記で定める基準に適合するもの

基準
1.工事期間中に限り表示するものであること。 2.宣伝の用に供さないものであること。

- ⑤地方公共団体が設置する公共掲示板及びこれに表示する広告物
- ⑥国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で知事が指定するもの

2) 許可地域に許可不要で表示出来る広告物

政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する広告物のうち貼り紙及び貼り札については、その表示期間が 30 日を超えないもので、「表示期間の始期及び終期」「表示者又は表示責任者の住所及び氏名」を明示したもの

3) 禁止物件に表示出来る広告物

- (1) 禁止物件②、⑧、⑨、⑪に表示する自家用広告物等で下記の基準に適合するもの

基準
1.一の物件につき、表示面積が 5 m ² 以下であること。 2.表示は、一の物件につき、1 個であること。

(備考) 別途共通基準あり

- (2) 禁止物件①～⑤に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するもの
(3) 禁止物件①～⑫に所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

4) 禁止地域、許可地域、禁止物件の適用を受けない広告物

- (1) 法令の規定により表示される広告物
(2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター立札等
(3) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、下記に定める基準に適合した広告物を表示する場合

基準
1.表示の大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を 1 平面とみなしたものの大きさの 1/20 以下で、かつ、0.5 m ² 以下であること。 2.表示は、1 個であること。

(備考) 別途共通基準あり

5) 1) (1) ～ (3)、3) (1)、4) (3) の共通基準

共通基準
1.都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有すること。 2.地色に濃厚なものを使用しないものであること。 3.広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、美観を損なわないように施工するものであること。 4.汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。 5.蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。 6.夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあつては、周辺環境との調和がとれたものとする。こと。 7.風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 8.建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。 9.道路に設置しないものであること。 10.電光表示広告物（発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することが出来る広告物）でないこと。

5. 広告物設置者の義務

1) 許可等の表示

許可等を受けた場合には、その旨の表示が必要ですので、許可の際に交付される許可等の証票は必ず貼り付けてください。

2) 管理義務

広告物の表示者、設置者又は管理者は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう、管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

許可等を受けた広告物を表示し、又は設置する者は、一部の広告物を除き、当該広告物を管理する者を置かなければなりません。

3) 除却義務

広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときなどは、遅滞なくその広告物を除却しなければなりません。

6. 違反広告物に対する措置

違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じます。

許可を受けずに広告物を表示した場合、禁止地域や禁止物件に広告物を表示した場合は、罰金に処せられる場合があります。

7. 屋外広告業の登録

和歌山県内（和歌山市の区域を除く。）で屋外広告業（屋外広告物の設置等をいいます。）を営む場合は知事による屋外広告業の登録が必要です。

登録を受けずに屋外広告物業を営んだ場合は、罰金に処せられる場合があります。

8. 広告物の許可申請手数料について

許可手数料の額については、それぞれ屋外広告物を表示・設置する市町村の条例で定められていますので、市町村の屋外広告物担当課へお問い合わせください。

第3章 地域分類別の許可基準

第3章 地域分類別の許可基準

主な許可基準について、地域分類別に許可基準を記載しています。

詳細な基準につきましては、第4章屋外広告物の種類別許可基準をご確認下さい。

1. 禁止地域

1) 許可基準（面積、高さ等）

【自家用広告物】

広告物の種類	主な基準（面積、高さ等）
独立広告	面積：10㎡以下、合計20㎡以下 高さ：10m以下
屋上広告	高さ：建築物の1/3以下かつ地上より20m以下
壁面広告	1壁面につき20㎡以下かつ同一壁面面積の1/5以下
突出広告	広告物上端：10m以下 広告物下端：2.5m以上 突出し幅：1.2m以下

〔共通〕

広告物総量面積	30㎡以下
色彩基準	彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の1/3以下 ただし、その他の広告物の立て看板、のぼりその他これらに類するものについては、適用しない。

2) イメージ（自家用）



2. 第1種地域

1) 許可基準（面積、高さ等）

【自家用広告物】

広告物の種類	主な基準（面積、高さ等）		
独立広告	面積：10㎡以下、合計20㎡以下 高さ：15m以下、		
屋上広告	高さ：建築物の1/3以下かつ地上より20m以下		
壁面広告	壁面面積	100㎡以下	1壁面につき、 20㎡以下かつ壁面面積の1/3以下
		100㎡以上	1壁面につき、（壁面面積-100㎡）× 1/20+20㎡以下かつ100㎡以下
突出広告	広告物上端：10m以下、広告物下端：2.5m以上、突出し幅：1.2m以下		

【一般広告物】

広告物の種類	主な基準（面積、高さ等）		
独立広告	面積：7㎡以下、合計14㎡以下 高さ：7m以下		
屋上広告	高さ：建築物の1/5以下、地上より20m以下		
壁面広告	面積：1壁面につき、20㎡以下かつ壁面面積1/5以下		
突出広告	広告物上端：10m以下、広告物下端：2.5m以上、突出し幅：1.2m以下		

【共通】

広告物総量面積 （自家用広告物）	延べ面積	1,000㎡以下	50㎡以下
		1,000㎡以上	（延べ面積-1,000㎡）/100+50㎡以下 かつ150㎡以下
色彩基準	彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面の1/3以下 ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものについては、適用しない。		

2) イメージ（自家用）



3. 第2種地域

1) 許可基準（面積、高さ等）

【自家用広告物】

広告物の種類	主な基準（面積、高さ等）		
独立広告	面積：20㎡以下 合計 40㎡以下 高さ：15m 以下		
屋上広告	高さ：建築物の 1/2 以下かつ地上より 20m 以下		
壁面広告	壁面面積	100㎡以下	1 壁面につき、 30㎡以下かつ壁面面積の 1/3 以下
		100㎡以上	1 壁面につき、（壁面面積-100㎡）× 1/10+30㎡以下かつ 200㎡以下
突出広告	広告物上端：20m 以下、広告物下端：2.5m 以上、突出し幅：1.2m 以下		

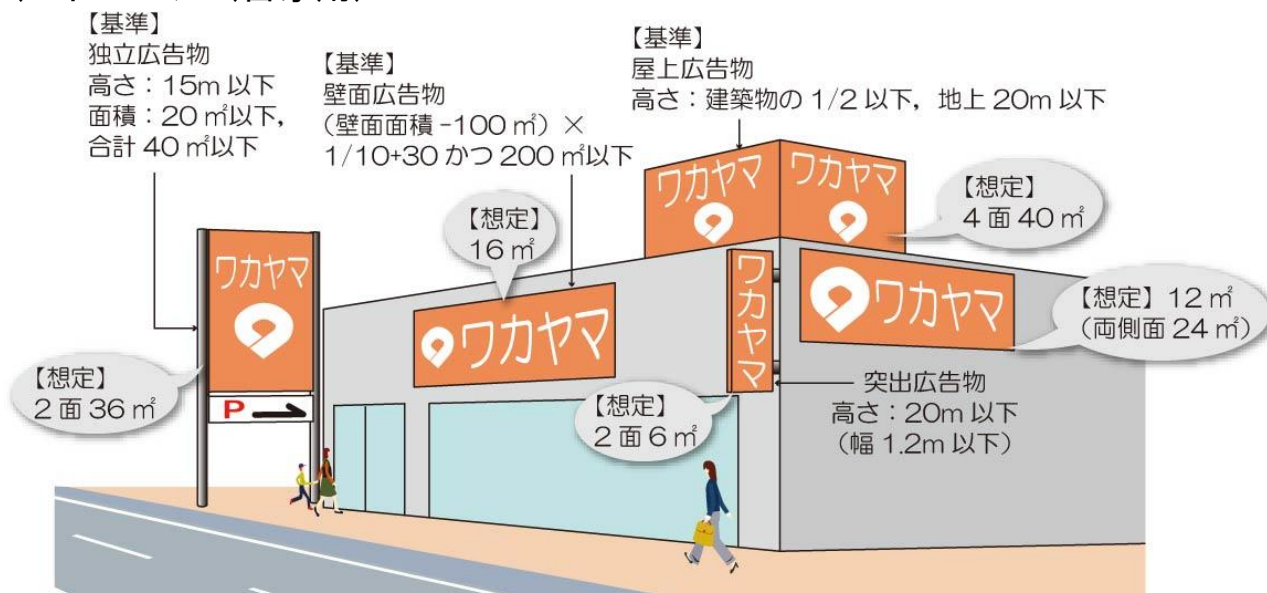
【一般広告物】

広告物の種類	主な基準（面積、高さ等）
独立広告	面積：15㎡以下、合計 30㎡以下 高さ：7m 以下
屋上広告	高さ：建築物の 1/3 以下、地上より 20m 以下
壁面広告	面積：1 壁面につき、30㎡以下かつ壁面面積 1/5 以下
突出広告	高さ：20m 以下、広告物下端：2.5m 以上、突出し幅：1.2m 以下

【共通】

広告物総量面積 （自家用広告物）	延べ面積	1,000㎡以下	100㎡
		1,000㎡以上	（延べ面積-1000㎡）/50+100㎡以下 かつ 300㎡以下
色彩配慮基準	独立広告、壁面広告、広告幕にあっては、彩度が8を超える色彩を使用する面積が、表示面積の 1/3 以下の場合、面積基準について通常基準の 1.5 倍以下とする。広告物の総量面積にあっては、敷地内にある全ての広告物（その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。）が、彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の 1/3 以下の場合、通常基準の 1.5 倍以下とする。		

2) イメージ（自家用）



4. 第3種地域

1) 許可基準（面積、高さ等）

【自家用広告物】

広告物の種類	主な基準（面積、高さ等）		
独立広告	面積：30㎡以下、合計60㎡以下 高さ：15m以下		
屋上広告	高さ：建築物の2/3以下かつ地上より30m以下		
壁面広告	壁面面積	100㎡以下	1壁面につき、 50㎡以下かつ壁面面積の1/2以下
		100㎡以上	1壁面につき、(壁面面積-100㎡)× 1/7+50㎡以下かつ300㎡以下
突出広告	高さ：30m以下、広告物下端：2.5m以上、突出し幅：1.2m以下		

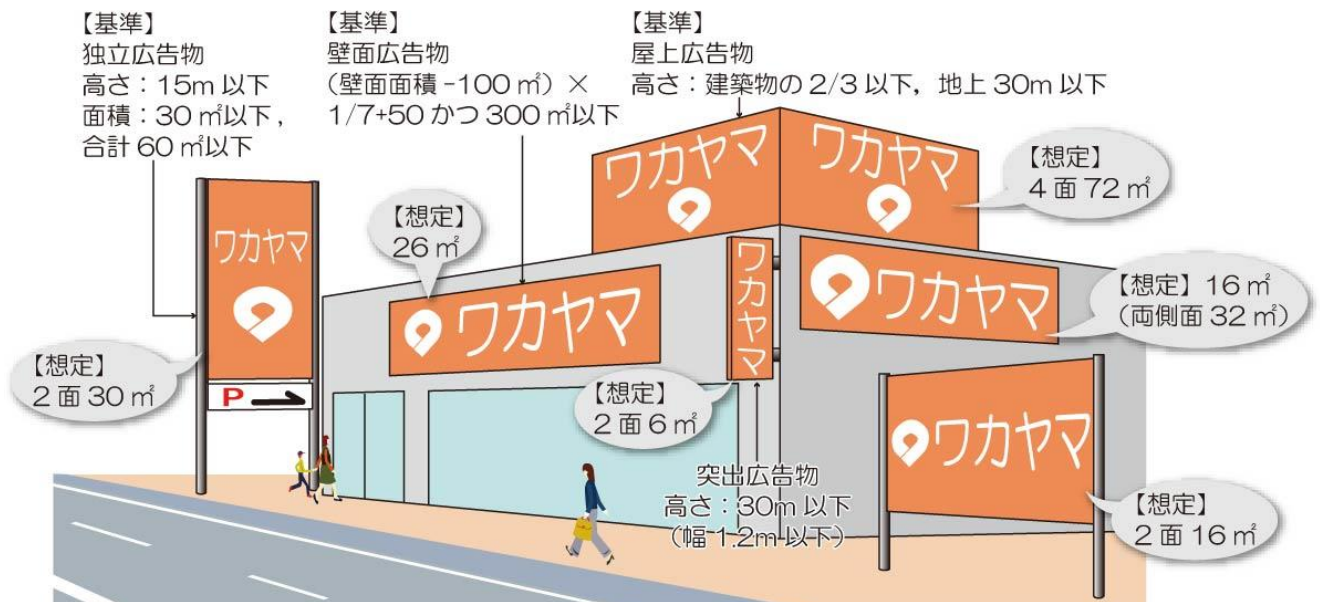
【一般広告物】

種類	主な基準（面積、高さ等）
独立広告	面積：20㎡以下、合計40㎡以下 高さ：7m以下
屋上広告	高さ：建築物の1/2以下、地上より30m以下
壁面広告	面積：1壁面につき、50㎡以下かつ壁面面積1/5以下
突出広告	高さ：30m以下、広告物下端：2.5m以上、突出し幅：1.2m以下

【共通】

広告物総量面積 (自家用広告物)	延べ面積	1,000㎡以下	150㎡以下
		1,000㎡以上	(延べ面積-1000㎡)/30+150㎡以下かつ450㎡以下
色彩配慮基準	独立広告、壁面広告、広告幕にあっては、彩度が8を超える色彩を使用する面積が、表示面積の1/3以下の場合、面積基準について通常基準の1.5倍以下とする。広告物の総量面積にあっては、敷地内にある全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。)が、彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の1/3以下の場合は、通常基準の1.5倍以下とする。		

2) イメージ（自家用）



第4章 屋外広告物の種類別許可基準

第4章 屋外広告物の種類別許可基準

1. 共通基準

1) 建築物利用広告、独立広告物、工作物を利用する広告物、その他の広告物、案内広告物の共通基準

共通基準
1. 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。 2. 地色に濃厚なものを使用しないものであること。 3. 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。 4. 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。 5. 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。 6. 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあつては、周辺環境との調和がとれたものとする。 7. 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 8. 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。 9. 道路に設置しないものであること。ただし、道路を占有して設置される工作物に添加される場合は、当該道路管理者の許可を受けたものであること。 10. <u>禁止地域及び第1種地域において表示する広告物にあつては、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度ををいう。）が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。</u>ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものについては適用しない。 （→P40 7. その他 2）色彩、色彩配慮型基準を参照） 11. <u>禁止地域及び第1種地域において表示する広告物にあつては、表示面積が0.5平方メートルを超える電光表示広告物でないこと。</u> （→P42 7. その他 3）電光表示広告物の基準を参照）

2. 建築物利用広告

1) 屋上広告物

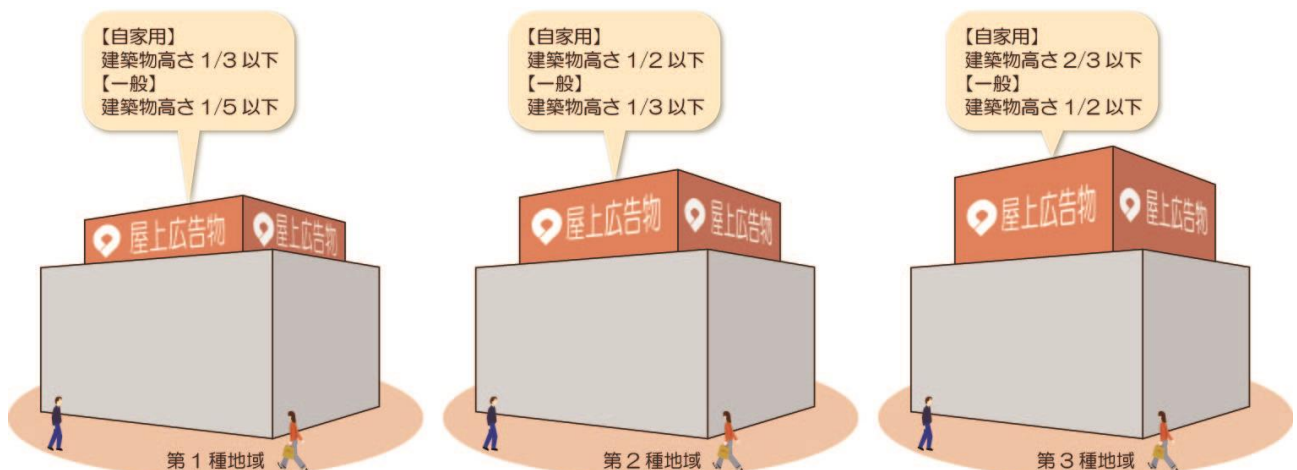
(1) 定義

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上に附属する工作物(以下「屋上工作物」という。)を含む。)に設置して広告内容を表示するもの(屋上工作物に直接塗料等で広告内容を表示するものを含む。)

(2) 許可基準

		禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
自家用	高さ	建築物高さの 1/3 以下かつ地上からの高さ 20m 以下	建築物高さの 1/3 以下かつ地上からの高さ 20m 以下	建築物高さの 1/2 以下かつ地上からの高さ 20m 以下	建築物高さの 2/3 以下かつ地上からの高さ 30m 以下
一般	高さ	掲出不可	建築物高さの 1/5 以下かつ地上からの高さ 20m 以下	建築物高さの 1/3 以下かつ地上からの高さ 20m 以下	建築物高さの 1/2 以下かつ地上からの高さ 30m 以下
共通		1. 表示面は、原則として4面であること 2. 屋根に直接表示しないこと 3. 建築物の壁面から突き出さないこと 4. 木造建築物に掲げないこと 【禁止地域においては下記の基準も遵守】 5. 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる 100メートル以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと			
色彩		彩度が 8 を超える色彩を使用する面積は表示面積の 1/3 以下 (P40 参照)			

■イメージ (自家用)



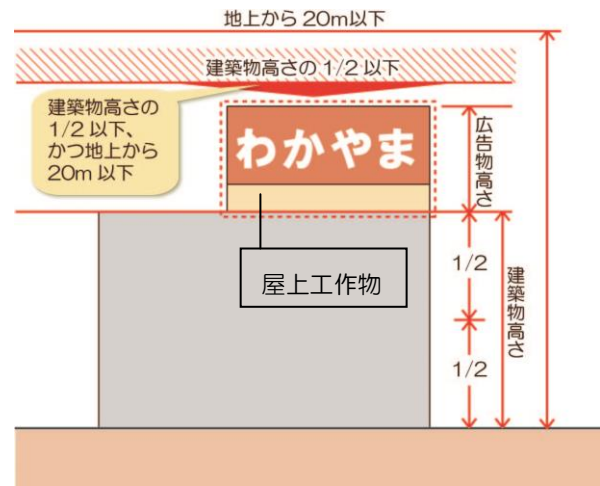
※別に共通規制あり

(3) 屋上の高さ・表示面積の考え方

屋上広告物が、建築物の高さの $1/2$ 以下でかつ地上から 20m 以下とします。

そのため、例えば、建築物の高さが 20m を超える場合、屋上広告物の掲出はできません。

また、屋上工作物（物見塔など）の高さは屋上広告物の高さに含まれます。



(自家用 (第2種地域) のイメージ)

建築物の屋上工作物の上に設置する広告物については、その屋上工作物の高さは、建築物の高さに算入せず、広告物の高さに含まれます。

2) 壁面広告物

(1) 定義

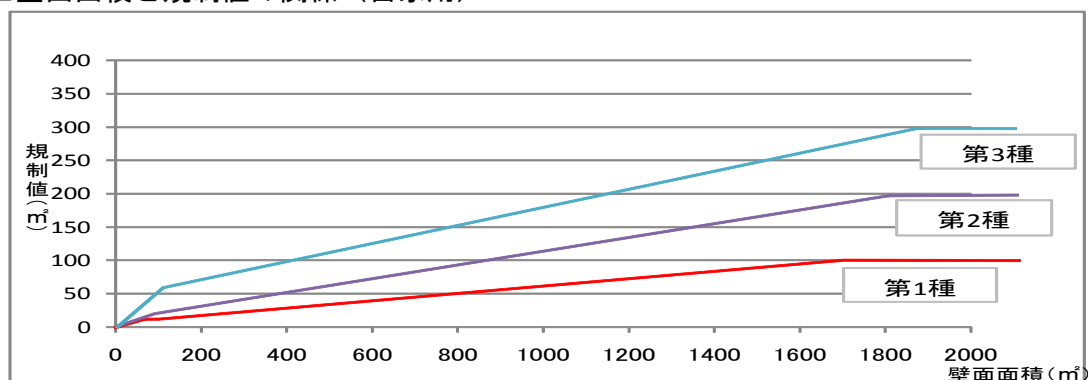
建築物(塀を含む。)の壁面に直接塗料等で広告内容を表示するもの又は木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物(塀を含む。)の壁面に取り付けられ、広告内容を表示するもの。

(2) 許可基準

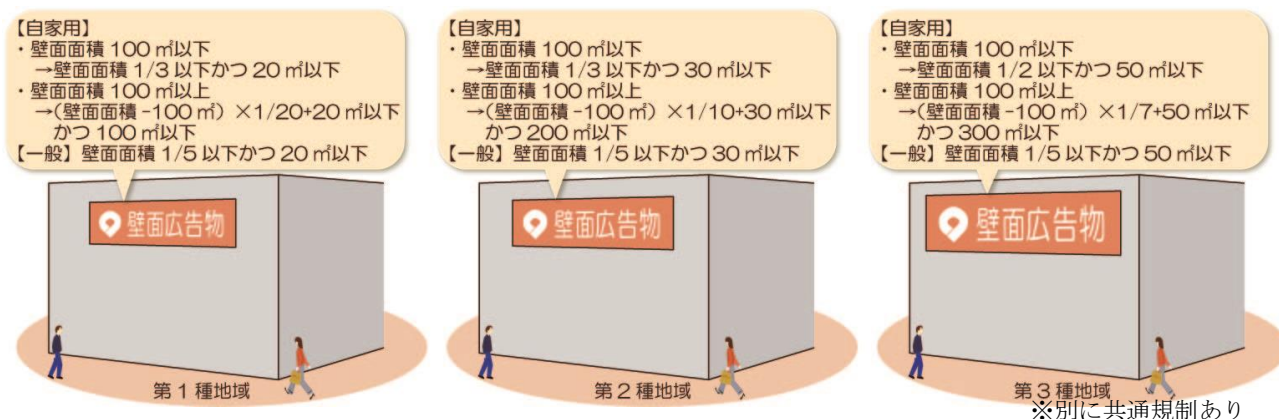
		禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
自家用	面積	壁面面積の1/5以下かつ20㎡以下	壁面面積100㎡以下→ 壁面面積の1/3以下かつ20㎡以下 壁面面積100㎡以上→ (壁面面積-100㎡)× 1/20+20㎡以下かつ 100㎡以下	壁面面積100㎡以下→ 壁面面積の1/3以下かつ30㎡以下 壁面面積100㎡以上→ (壁面面積-100㎡)× 1/10+30㎡以下かつ 200㎡以下	壁面面積100㎡以下→ 壁面面積の1/2以下かつ50㎡以下 壁面面積100㎡以上→ (壁面面積-100㎡)× 1/7+50㎡以下かつ300㎡以下
一般	面積	掲出不可	壁面面積の1/5以下かつ20㎡以下	壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下	壁面面積の1/5以下かつ50㎡以下
共通		1. 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること 2. 窓その他の開口部を覆わないものであること			
色彩		彩度が8を超える色彩を使用する面積は表示面積の1/3以下(P40参照)		彩度が8を超える色彩を使用する面積が、表示面積の1/3以下の場合、面積基準については上記基準の1.5倍以下になります。(P40参照)	

※面積については、1面当たりの表示面積の合計についての基準

■壁面面積と規制値の関係(自家用)



■イメージ(自家用)



(3) 壁面広告物の表示面積の考え方

壁面広告物の表示面積は、文字の部分と一体的にデザインや色彩が表現されている場合、文字部分のみでなく、一体的に表現された部分全体が対象となります。

壁面広告物面積の
該当部分



■「壁面面積が 100 m²以上（第2種地域：自家用）」の場合・・・

【基準値】

(壁面面積-100 m²) × 1/10 + 30 m²以下 かつ 200 m²以下

※例1 壁面面積 780 m²であれば、壁面広告物の規制値は、以下のようになります。

- ① (780 m²-100 m²) × 1/10 + 30 m² = 98 m²
- ② 200 m²以下

①と②をどちらも満たさないといけませんので、規制値は 98 m²以下となります。



壁面面積 780 m²、規制値 : 98 m²の場合の壁面広告物の設置イメージ

※例2 壁面面積 2,100 m²であれば、壁面広告物の規制値は、以下のようになります。

- ① (2,100 m²-100 m²) × 1/10 + 30 m² = 230 m²
- ② 200 m²以下

①と②をどちらも満たさないといけませんので、規制値は 200 m²以下となります。



壁面面積 2,100 m²、規制値 : 200 m²の場合の壁面広告物の設置イメージ

3) 突出広告物

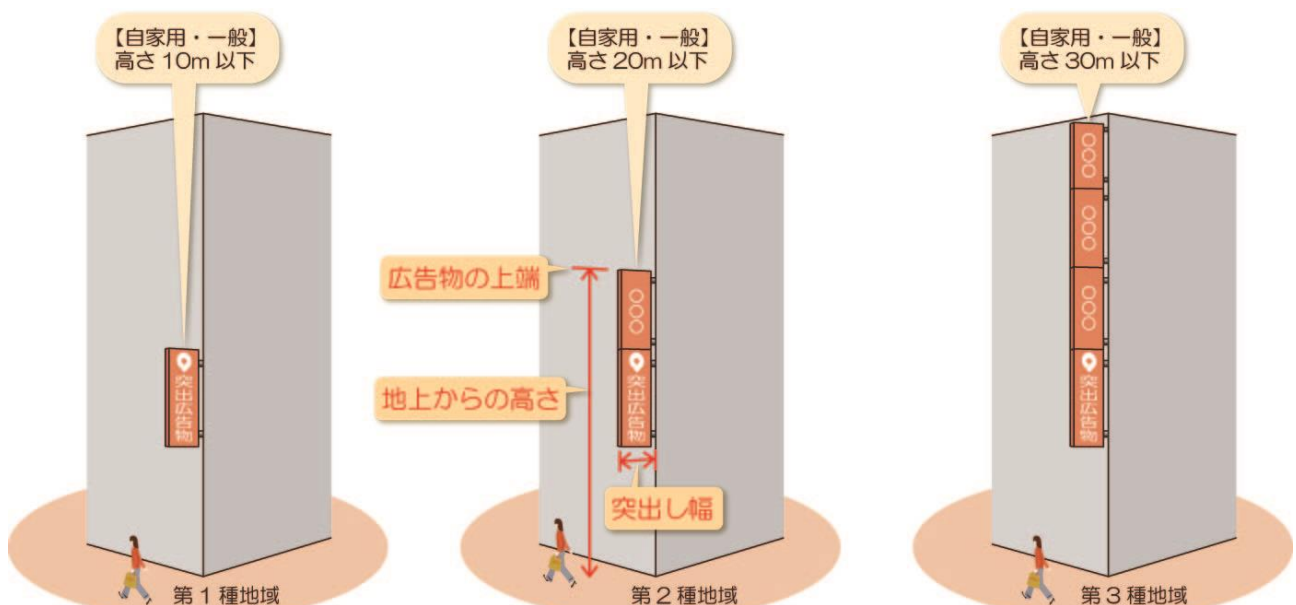
(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの。

(2) 許可基準

		禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
自家用	高さ	地上から広告物の上端までの高さ10m以下	地上から広告物の上端までの高さ：10m以下	地上から広告物の上端までの高さ：20m以下	地上から広告物の上端までの高さ：30m以下
一般	高さ	掲出不可	地上から広告物の上端までの高さ：10m以下	地上から広告物の上端までの高さ：20m以下	地上から広告物の上端までの高さ：30m以下
			信号機及び道路標識から10mの範囲内に突き出さない		
共通		1. 表示面は2面であること。 2. 1壁面につき、原則として1列とし規格を統一すること。 3. 壁面からの突き出し幅：1.2m以下であること。 4. 地面から広告物の下段までの高さ2.5m以上であること。 5. 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 6. 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる この場合、道路上の突出し幅：1.0m以下 路面から広告物の下段までの高さは歩道上で2.5m以上 歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5m以上			
色彩		彩度が8を超える色彩を使用する面積は表示面積の1/3以下（P40参照）			

■イメージ（自家用）



※別に共通規制あり

3. 独立広告物

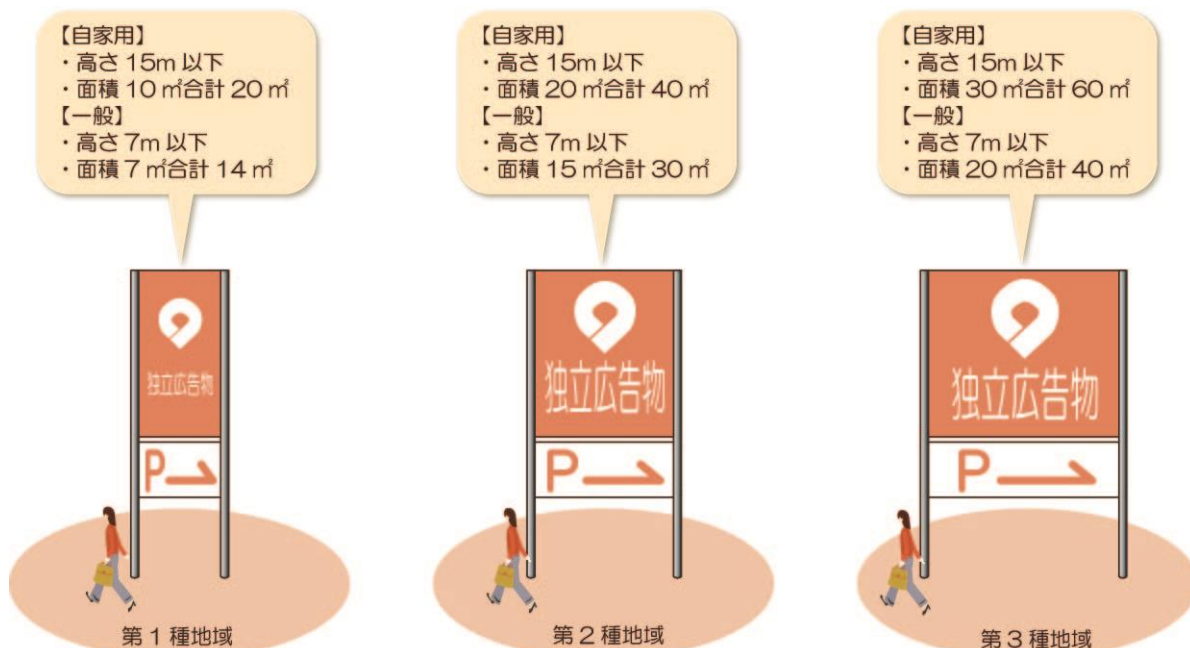
(1) 定義

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、広告内容を表示するもの。

(2) 許可基準

		禁止地域	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
自家用	高さ	10m 以下	15m 以下	15m 以下	15m 以下
	面積	一面 10 m ² 以下、 合計 20 m ² 以下	一面 10 m ² 以下、 合計 20 m ² 以下	一面 20 m ² 以下、 合計 40 m ² 以下	一面 30 m ² 以下、 合計 60 m ² 以下
一般	高さ	掲出不可	7m 以下	7m 以下	7m 以下
	面積		一面 7 m ² 以下、 合計 14 m ² 以下	一面 15 m ² 以下、 合計 30 m ² 以下	一面 20 m ² 以下、 合計 40 m ² 以下
	その他		1. 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから 10m 以上離して設置すること。 2. 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は 7m 以上 であること。 3. 点滅又は回転するものでないこと		
共通		1. 道路上に突き出さないものであること 2. 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること 【禁止地域においては下記の基準も遵守】 3. 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる 100 メートル以内の区 域にあっては、点滅又は回転するものでないこと			
色彩		彩度が 8 を超える色彩を使用する 面積は表示面積の 1/3 以下 (P40 参照)		彩度が 8 を超える色彩を使用する面 積が、表示面積の 1/3 以下の場合、面 積基準については上記基準の 1.5 倍以 下になります。(P40 参照)	

■イメージ (自家用)

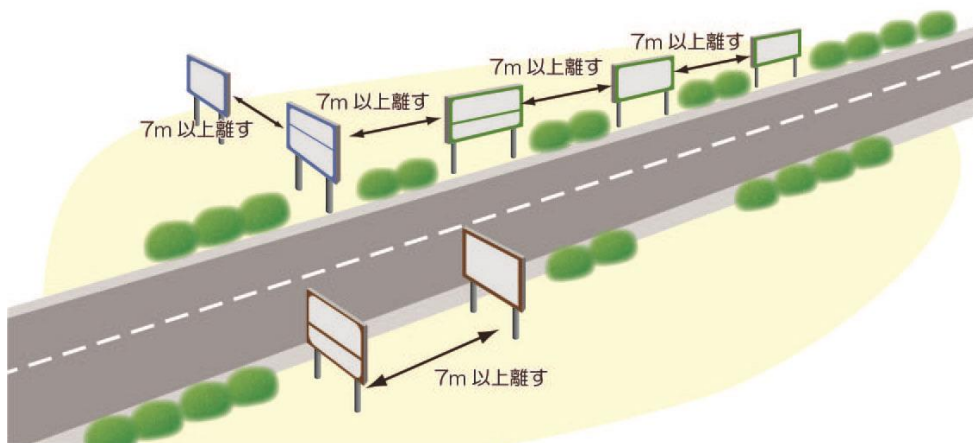


(3) 相互間距離・信号機等からの距離について

【相互間距離】

- ・独立して設置される一般広告物の相互間の距離は7m以上離して下さい。
(自家用広告物については相互間の距離規制はありません。)

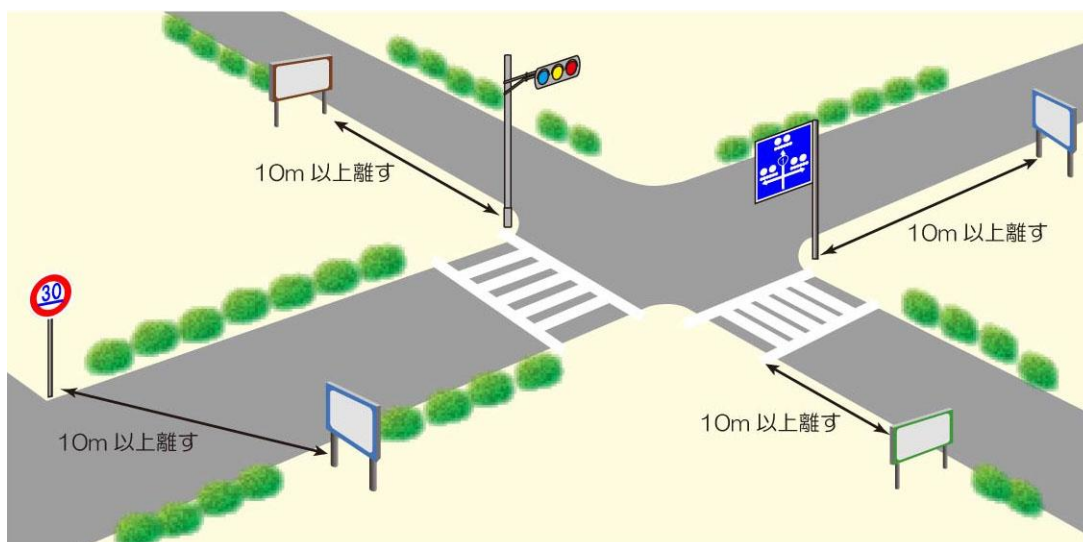
■イメージ



【信号機等からの距離】

- ・独立して設置される一般広告物は、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離してください。
(自家用広告物については信号機等からの距離規制はありません。)

■イメージ



4. 工作物を利用する広告物

1) 電柱広告

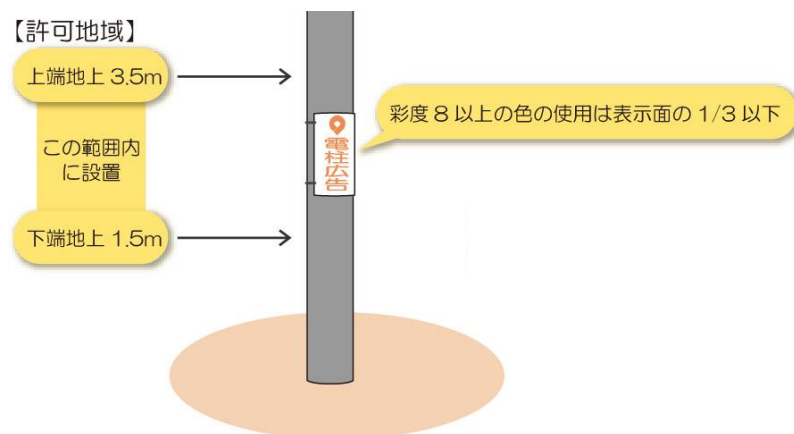
(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱に巻き付けられ、又は取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

許可基準
1. 広告物は、電柱に直接塗り書きするものではなく、巻付けのもの又は突出しのものであること。
2. 大きさは、突出しのものにあつては、縦 1.2m 以下、横 0.5m 以下、突出し幅 0.6m 以下で、かつ、地面から広告物の下端までの高さが 4.5m(歩道上にあつては 2.5m)以上とし、巻付けのものにあつては、地上 3.5m を上端とし、1.5m を下端とする範囲内に設置するものであること。
3. 表示内容は、事業所等の方向、里程などを表示するものであること。
4. 個数は、電柱 1 本につき、それぞれ 1 個であること。ただし、巻付けのものにあつては、その表示面積が 1 m ² を超えない範囲内において 2 面を 1 個とすることができる。
5. 彩度が 8 を超える色彩を使用する面積は、表示面積の 1/3 以下であること。
6. 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。
7. 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。

■イメージ



2) 消火栓標識柱添加広告

(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、消火栓標識柱に取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

許可基準
1. 表示面積は、1 面につき、0.32 m ² 以下で、かつ、突出し幅は、0.8m 以下であること。 2. 個数は、標識柱 1 本につき、1 個であること。 3. 彩度が 8 を超える色彩を使用する面積は、表示面積の 1/3 以下であること。 4. 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては 2.5m 以上、歩道と車道の区別のない道路にあつては 4.5m 以上であること。 5. 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。 6. 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添加するものであり、所轄消防署長の同意書を添付したものであること。

3) 街灯柱添加広告

(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、街灯柱に取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

許可基準
1. 表示面積は、1 面につき、0.5 m ² 以下で、突出しのものにあつては、道路から広告物の下端までの高さは、歩道にあつては 2.5m 以上とし、歩道と車道の区別のない道路にあつては 4.5m 以上であること。 2. 表示面は、2 面であること。 3. 個数は、街灯柱 1 本につき、1 個であること。 4. 道路管理者が設置した街灯柱に添加するものでないこと。 5. 第 1 種地域においては、彩度が 8 を超える色彩を使用する面積は、表示面積の 3 分の 1 以下であること。

4) 照明付バス停留所標識添加広告

(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、照明付バス停標識に取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

許可基準
1. 広告面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は0.2㎡以下で、かつ、照明表示ボックスの各表示面の大きさの1/3程度で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とすること。
2. 広告物を設置し、管理するものは、原則としてバス事業者であること。
3. 第1種地域においては、彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。

5) アーケード添加広告

(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、アーケードに取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

許可基準
1. 表示内容は、地名、街区名等であること。
2. アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のはり以上の高さに設置するものであること。
3. 第1種地域においては、彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。

6) アーチ添加広告

(1) 定義

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件に取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

許可基準
1. 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。
2. 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては3.5m、車道上にあっては5m以上であること。
3. 幅員9m以上の道路に設置しないものであること。
4. 第1種地域においては、彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。

5. その他の広告物

1) 貼り紙・貼り札

(1) 定義

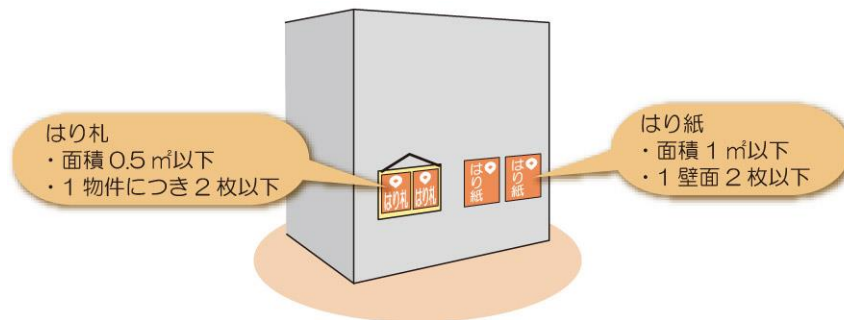
貼り紙：紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等にはり付けられ、広告内容を表示するポスター、ビラ等のこと

貼り札：ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で建築物その他の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するもの

(2) 許可基準（許可地域）

	許可基準
貼り紙	1. 表示面積は、1 m ² 以下であること。 2. のり付けしないものであること。 3. 1 壁面には、2 枚以下であること。
貼り札	1. 表示面積は、0.5 m ² 以下であること。 2. 一の物件につき、2 枚以下であること。

■イメージ



2) 立て看板、のぼりその他これらに類するもの

(1) 定義

紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に立てかけられ、移動できる状態で置かれ、又は容易に取り外すことができる状態で土地に建植され、広告内容を表示するもの。

(2) 許可基準

許可基準
表示面積：1 面につき 2 m ² 以下であること

■イメージ



3) 広告幕

(1) 定義

布又は網等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するもの。

(2) 許可基準

		禁止地域	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
自家用	面積	20 m ² 以下、同一壁面面積の 1/5 以下	20 m ² 以下、同一壁面面積の 1/3 以下	30 m ² 以下、同一壁面面積の 1/3 以下	50 m ² 以下、同一壁面面積の 1/2 以下
一般	面積	掲出不可	20 m ² 以下、同一壁面面積の 1/5 以下	30 m ² 以下、同一壁面面積の 1/5 以下	50 m ² 以下、同一壁面面積の 1/5 以下
共通		横断幕にあつては、道路を横断して設置するものではないこと			
色彩		彩度が 8 を超える色彩を使用する面積は表示面積の 1/3 以下（P40 参照）		彩度が 8 を超える色彩を使用する面積が、表示面積の 1/3 以下の場合、面積基準については上記基準の 1.5 倍以下になります。（P40 参照）	

※面積については、1面当たりの表示面積の合計についての基準

■イメージ



※別に共通規制あり

4) 気球広告

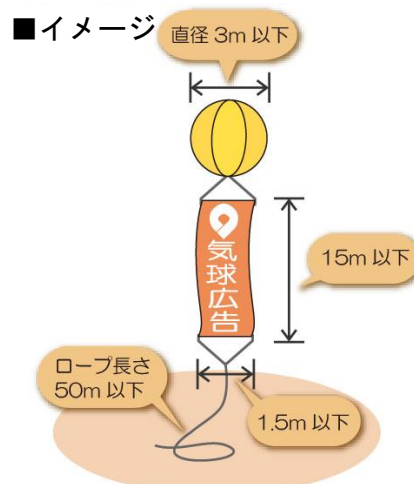
(1) 定義

網を付けた気球を掲揚し、その網に取り付けられ、広告内容を表示するもの。

(2) 許可基準

許可基準
1. 長さ 15m、幅 1.5m 以下でネット面に設置すること。
2. 気球の大きさは直径 3m 以下であること。
3. ロープの長さは 50m 以下。補助網を用いるものであること。
4. 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。
5. 禁止地域及び第1種地域においては、彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。

■イメージ



6. 案内広告物

(1) 定義

道標	: 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの
案内図板等	: 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの
案内板	: 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等を表示するもの (案内に要する面積は表示面積の 1/3 以上に限る。)

(2) 許可基準

		禁止地域		
道標、案内図板等		1. 公共的団体が設置するもの 2. 面積は1面につき、5㎡以下であること。 3. 個数は、最も必要な個所に1個であること。 4. 建築物の壁面を利用するものは、壁面の上端及び両側端から突き出さないものであり、かつ窓その他の開口部を覆わないこと。 5. 独立して設置されるものは、高さ4m以下、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置すること。		
案内板	壁面広告	1. 面積は、1面につき、1㎡以下であること。 2. 壁面広告及び独立広告の個数は主たる進入路の両側にいずれか1個であること。		
	独立広告	1. 面積は、1面につき、2㎡以下であること。 注1) 2. 表示面は2面限りとし、かつ、高さは3m以下であること。 注1) 3. 壁面広告及び独立広告の個数は主たる進入路の両側にいずれか1個であること。		
	その他	1. 電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあつては、許可地域等における電柱広告の表示面積及び高さ等の許可基準を適用 2. 個数は、巻き付けのもの又は突出しのそのものそれぞれ2個であること。		
	共通	1. 事業所等の方向、里程その他の案内に要する面積は表示面積の1/3以上であること 2. 道路上に突き出ないこと。		
		第1種地域	第2種地域	第3種地域
道標、案内図板等		建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用		
案内板	壁面広告	面積は、1面につき、3㎡以下であること。	面積は、1面につき、5㎡以下であること。	
	独立広告	1. 面積は、1面につき、3㎡以下 2. 表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下 注2)	1. 面積は、1面につき、5㎡以下 2. 表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下 注3)	
	共通	1. 事業所等の方向、里程その他の案内に要する面積は表示面積の1/3以上であること 2. 道路上に突き出ないこと。		

注1) ただし、3以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は、1面につき、10㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ高さは5m以下であること。

注2) ただし、2者以上のものが共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき3㎡以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。

注3) ただし、2者以上のものが共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき、5㎡以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。

■許可地域のイメージ

- ・面積 1 種：3 m²
2 種・3 種：5 m²以下
- ・案内表示：表示面 1/3 以上



■禁止地域のイメージ

- 通常面積：2 m²以下
- 集合化規定
- 3 者以上集合化して表示する
- 独立広告物：面積 10 m²以下、高さ 5m 以下



■案内板における表示面積の割合について



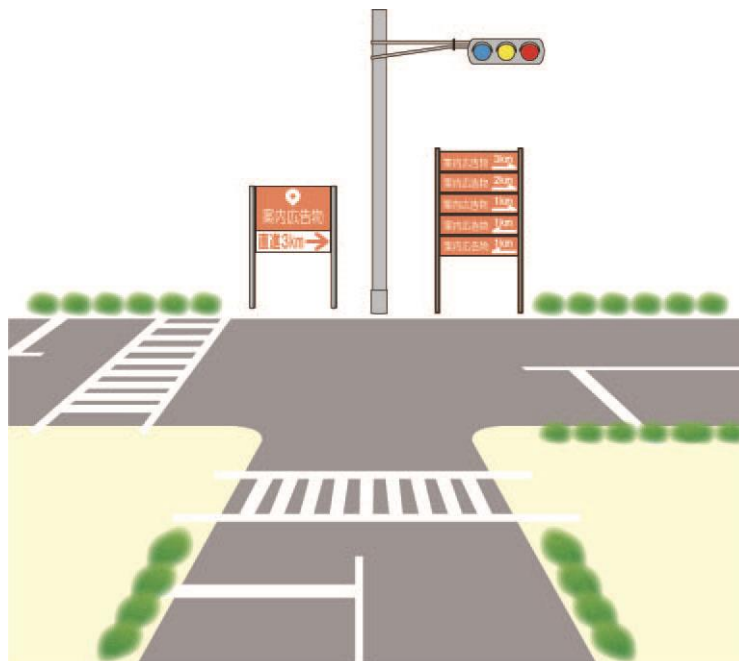
表示面

案内表示

- ・案内に要する面積は表示面積の 1/3 以上必要

■設置イメージ（備考）

※案内広告物については、信号機等の付近に設置できます。



7. その他

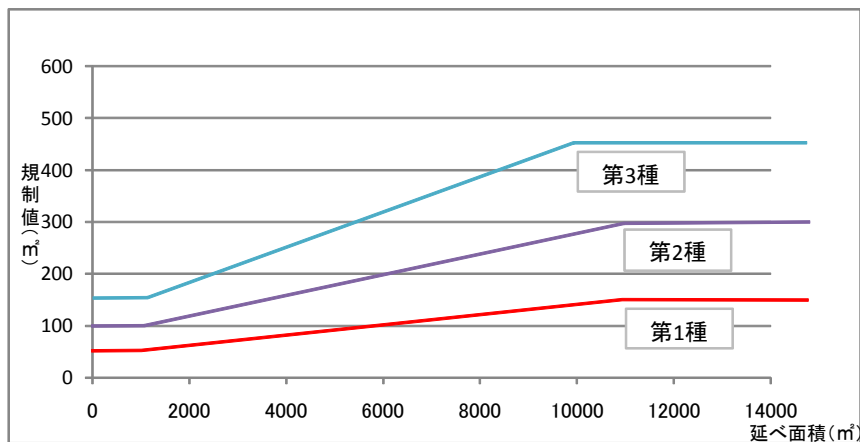
1) 総量規制

(1) 許可基準

	禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
面積	30 m ² 以下	延べ面積 1,000 m ² 以下 →50 m ² 以下 延べ面積 1,000 m ² 以上 → (延べ面積-1,000 m ²) ×1/100+50 m ² 以下かつ 150 m ² 以下	延べ面積 1,000 m ² 以下 →100 m ² 以下 延べ面積 1,000 m ² 以上 → (延べ面積-1,000 m ²) ×1/50+100 m ² 以下 かつ 300 m ² 以下	延べ面積 1,000 m ² 以下 →150 m ² 以下 延べ面積 1,000 m ² 以上 → (延べ面積-1,000 m ²) ×1/30+150 m ² 以下 かつ 450 m ² 以下
色彩	彩度が8を超える色彩を使用する 面積は表示面積の 1/3 以下 (P40 参照)		敷地内にある全ての広告物(その他の広告物の 貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他 これらに類するものを除く。)が、彩度が8を 超える色彩を使用する面積が表示面積の 1/3 以下の場合は、上記基準の 1.5 倍以下とする。 (P40 参照)	

※一の敷地における表示面積の合計についての基準

■ 述べ面積と規制値の関係



■ 「延べ面積が 1,000 m²以上 (第2種地域)」の場合・・・

【基準値】

(延べ面積-1,000 m²) × 1/50 + 100 m²以下 かつ 300 m²以下

※例えば、延べ面積 9,800 m²であれば、総量規制値は、以下のようになります。

① $(9,800 \text{ m}^2 - 1,000 \text{ m}^2) \times 1/50 + 100 \text{ m}^2 = 276 \text{ m}^2$

② 300 m²以下

①と②をどちらも満たさないといけませんので、
規制値は 276 m²以下となります。



延べ面積 9,800 m²、規制値 : 276 m² の
場合の総量規制値を満たす設置イメ
ージ

2) 色彩、色彩配慮型基準

(1) 色彩規制の内容

	許可基準
禁止地域 第1種地域	彩度が8を超える色彩を使用する面積は表示面積の1/3以下 ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものについては、適用しない。
第2種地域 第3種地域 (色彩配慮型基準)	独立広告、壁面広告、広告幕にあっては、彩度が8を超える色彩を使用する面積が、表示面積の1/3以下の場合、面積基準について通常基準の1.5倍以下とする。 広告物の総量面積にあっては、敷地内にある全ての広告物（その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものについては除く）が、彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の1/3以下の場合は、通常基準の1.5倍以下とする。

■ 禁止地域及び第1種地域の規制イメージ



◆ 色彩規制に不適合

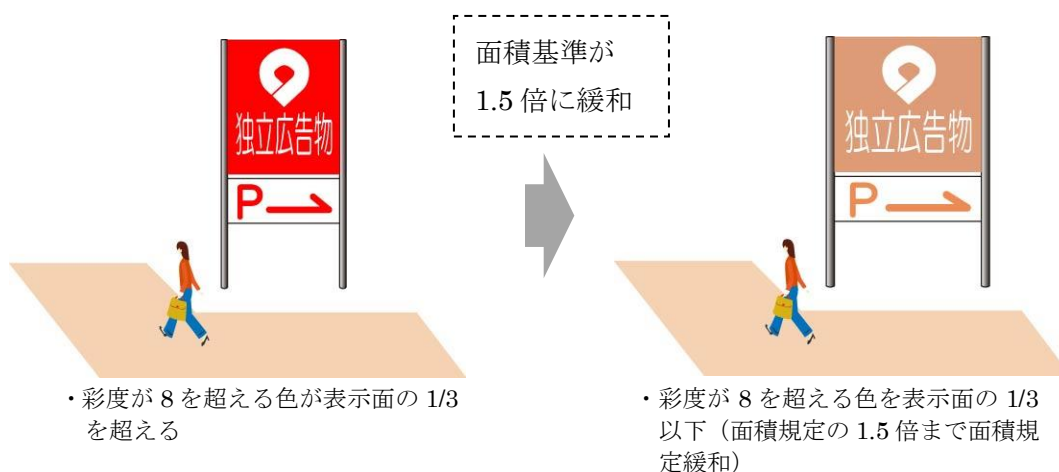
- ・彩度が8を超える色が表示面の1/3を超える



◆ 色彩規制に適合

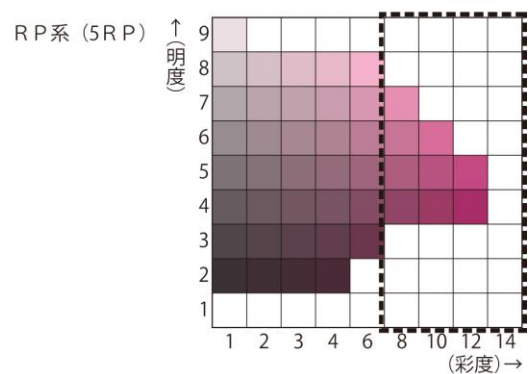
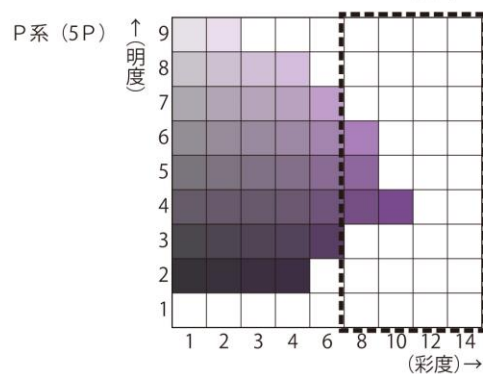
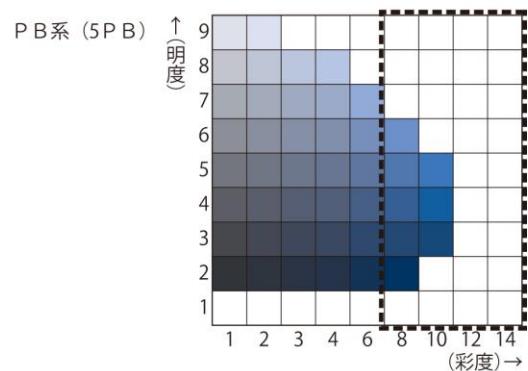
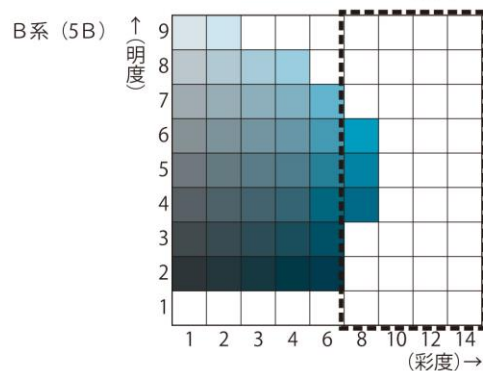
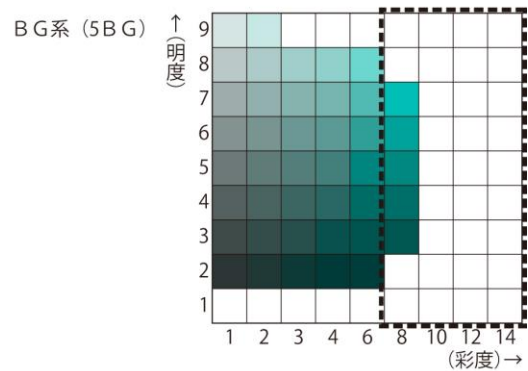
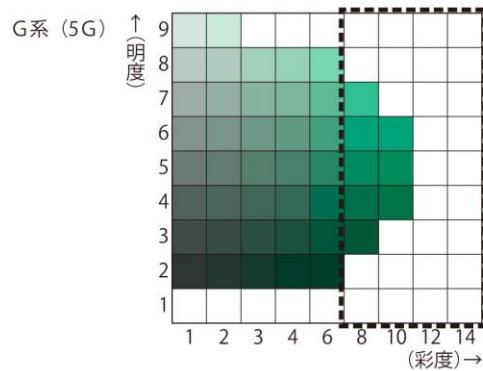
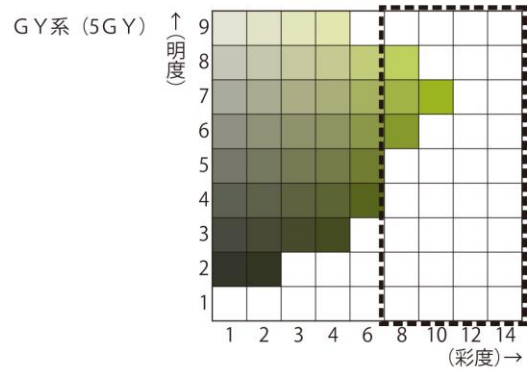
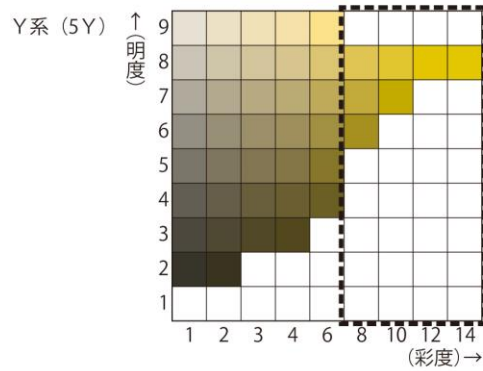
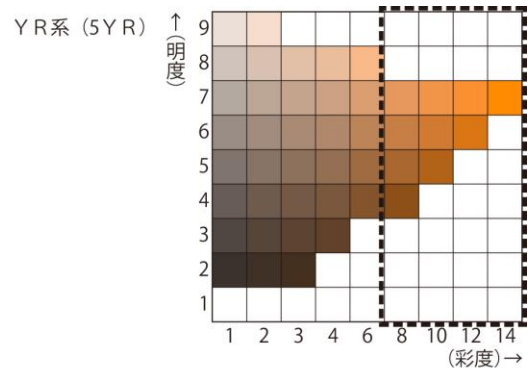
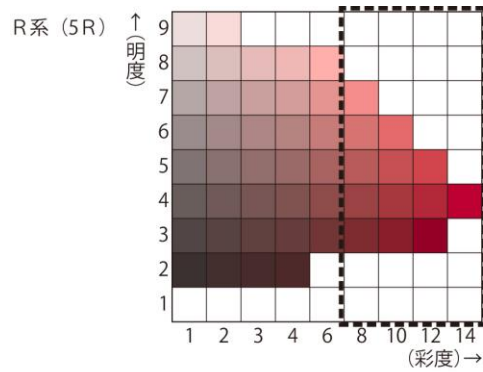
- ・彩度が8を超える色を表示面の1/3以下

■ 第2種地域及び第3種地域の規制イメージ



■ カラーチャート（参考）

 : 彩度 8 以上の色彩



3) 電光表示広告物の基準

(1) 定義

発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することが出来る広告物

(2) 電光表示屋外広告物の設置制限

禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
設置禁止 (表示面積が0.5㎡以下の 電光表示広告物を除く)		電光表示屋外広告物の 総量基準 20㎡以下	電光表示屋外広告物の 総量基準 30㎡以下
		各広告物の一般広告物の基準(面積、高さ等)を遵守	

※総量基準とは、一の敷地における表示面積の合計についての基準

■イメージ



第5章 お問い合わせ先一覧

第5章 お問い合わせ先一覧

屋外広告物の許可事務は市町村が行っています。許可事務に関しては、市町村にお問い合わせ下さい。屋外広告業・条例・施行規則等に関しては、県にお問い合わせ下さい。

市町村	名称	担当課	所在地	TEL	FAX
海南市	海南市役所	管理課	〒642-8501 海南市南赤坂11番地	073-483-8489	073-483-8483
橋本市	橋本市役所	まちづくり課	〒648-8585 橋本市東家1丁目1番地	0736-33-6103	0736-39-5134
有田市	有田市役所	建設課	〒649-0392 有田市箕島27	0737-83-1111	0737-82-6968
御坊市	御坊市役所	都市建設課	〒644-0002 御坊市藺350	0738-23-5512	0738-24-1306
田辺市	田辺市役所	都市計画課	〒646-8545 田辺市新屋敷町1	0739-26-9937	0739-25-6016
新宮市	新宮市役所	都市建設課	〒647-8585 新宮市春日1-1	0735-23-3333	0735-21-4164
紀の川市	紀の川市役所	都市計画課	〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地	0736-77-0851	0736-77-3133
岩出市	岩出市役所	土木課事業管理室	〒649-6292 岩出市西野209	0736-62-2141	0736-63-5841
紀美野町	紀美野町役場	建設課	〒640-1192 海草郡紀美野町動木287	073-489-5904	073-489-5151
かつらぎ町	かつらぎ町役場	建設課	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300	0736-22-7999
九度山町	九度山町役場	建設課	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019	0736-54-9001
高野町	高野町役場	建設課	〒648-0281 伊都郡高野町高野山636	0736-56-2934	0736-56-3355
湯浅町	湯浅町役場	産業建設課	〒643-0002 有田郡湯浅町青木668-1	0737-64-1124	0737-63-4150
広川町	広川町役場	企画政策課	〒643-0071 有田郡広川町広1500	0737-23-7731	0737-62-2407
有田川町	有田川町役場	建設課	〒643-0021 有田郡有田川町下津野2018-4	0737-52-2111	0737-52-7822
美浜町	美浜町役場	産業建設課	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278	0738-23-4952	0738-23-3523
日高町	日高町役場	産業建設課	〒649-1213 日高郡日高町高家626	0738-63-3804	0738-63-3822
由良町	由良町役場	産業建設課	〒649-1111 日高郡由良町里1220-1	0738-65-1203	0738-65-0277
印南町	印南町役場	建設課	〒649-1534 日高郡印南町印南2570	0738-42-1734	0738-42-1443
みなべ町	みなべ町役場	建設課	〒645-0002 日高郡みなべ町芝742	0739-74-3335	0739-72-1223
日高川町	日高川町役場	企画政策課	〒646-1324 日高郡日高川町土生160	0738-22-2041	0738-22-1767
白浜町	白浜町役場	建設課	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1600	0739-43-6589	0739-43-5588
上富田町	上富田町役場	産業建設課	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来763	0739-34-2374	0739-47-5420
すさみ町	すさみ町役場	建設課	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-4806	0739-55-2079
那智勝浦町	那智勝浦町役場	建設課	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	0735-52-0560	0735-52-2526
太地町	太地町役場	産業建設課	〒649-5171 東牟婁郡太地町太地3767-1	0735-59-2335	0735-59-4039
古座川町	古座川町役場	産業建設課	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池673-2	0735-72-0180	0735-72-1858
北山村	北山村役場	産業建設課	〒647-1603 東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331	0735-49-2207
串本町	串本町役場 古座分庁舎	建設課	〒649-4192 東牟婁郡串本町西向359	0735-72-0628	0735-72-0157
県	名称	担当課	所在地	TEL	FAX
和歌山県	県土整備部 都市住宅局	都市政策課 景観・公園班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-441-3228	073-441-3232

和歌山県屋外広告物の手引き

平成 23 年 8 月発行

平成 25 年 4 月改定

平成 27 年 9 月改定

平成 30 年 9 月改定

発行・編集 和歌山県 県土整備部
都市住宅局 都市政策課
〒640-8585
和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地
TEL 073-441-3228
FAX 073-441-3232